

平成22年度SC等活用事業 配置方法等変更の意図について

個別カウンセリング【個別対応】から、

組織的な活動【チーム対応】へ

平成22年1月 岐阜県教育委員会

スクールカウンセラー（以下「SC」と表記）等活用事業の実施に当たり、本県では平成17年度からSC等を全中学校に配置し、次のような成果を得ています。（平成20年度SC等活用事業実施報告書より）

- 不登校生徒及びその保護者等との個別のカウンセリングを継続して行うことによって、生徒や家族の心が安定し、状況の改善を図ることができた。
- 教育相談主任がSCと共に生徒の抱える問題の見立てを行い、指導方針を一緒に考えることができた。また、SC的確な助言により自信をもって対応することができた。

一方で、次のような課題も明らかになってきました。（平成20年度SC等活用事業実施報告書より）

- △ 個別のカウンセリングに費やす時間がほとんどであり、研修を実施する余裕がなかった。
- △ 勤務時間や回数の制限により、SCが教育相談委員会等に参加できないことが多かった。
- △ SCと打ち合わせをする時間やコミュニケーションをとる時間が限られ、十分な連携ができなかった。

この事業の目的は、学校の教育相談体制の充実です。不登校を減らすには、SCによる当該生徒や保護者のカウンセリングも必要ですが、直接子どもと接する教員がカウンセリングの手法やアセスメント（見立て）等を身に付けることが重要です。SCの高度な専門性と豊富な経験を十分に活用し教員の教育相談に関する資質や能力を向上させるため、平成22年度は、配置方法等を次のように変更しました。

- (1) SCの1回の勤務時間数を4時間から6時間に増加し、SCが教員研修会やケース会議へ参加できる時間を確保する。
- (2) 中学校において、従来SCと共にスクール相談員を配置していたが、スクール相談員は不登校生徒の多い学校（「重点校」）のみとするなど、不登校の状況に応じて重点的に配置する。
- (3) 小学校のSC配置校数を増加し、不登校等の未然防止と早期発見・早期対応に努める。

<SCの役割>

- ① 児童生徒や保護者へのカウンセリング
- ② 教職員へのカウンセリング（学級担任との懇談等）
- ③ 教育相談委員会やケース会議等での助言  
・問題の見立てと支援方針、情報提供等
- ④ 各種研修会の開催（教職員やPTA、地域住民に対して）
- ⑤ 校区の総合的な不登校対策の支援  
・小学校との連携、小学校での研修会の実施等



※SCが終日勤務することにより、②～⑤が充実し、学校の要望や状況に応じた対応が可能。

学校の教育相談体制を充実するには、校長の明確なビジョンと強いリーダーシップの下、SC等の役割を明確にして教育相談体制に位置付け、チームで取り組むことが重要です。